

第6章 文化財の保存・活用の取組み



1. 市全域での取組み

(1) 取組みの実施方針

本計画では、第4章で設定した将来像およびおたからの保存・活用に関する基本方針に基づき、69の取組み（措置）を位置付ける。これらの取組みは、おたからの所有者や市民、関係団体などの取組みと、行政の文化財部局をはじめとし、まちづくりや観光、文化、産業、教育などの関連分野の部局の施策からなっており、地域総がかりで総合的に取り組む体制を整え、実施するものである。第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられている事業など既存事業38件に加え、令和4年度以降に取り組む必要がある新規事業31件を挙げた。事業の実施にあたっては、各事業の連携による相乗効果を図るとともに、おたからの保存と活用のバランスを適正に配慮し、他部局や他主体の共通理解のもとで進めるものとする。

また、事業の効果を高めるため、市全域で取り組むものに加え、第5章で設定した関連文化財群及び文化財保存活用区域における具体的な取組みとしても位置付ける。

事業の実施にあたっては、市費・県費・国費（文化財補助金・地方創生推進交付金など）、その他民間資金なども活用しながら財源の確保に努める。

(2) 取組み内容

第4章で設定した6つの基本方針に基づいておたからの保存・活用の取組みを推進する。それぞれの方針に基づく取組みをまとめた。なお、「重点的に取り組む事業」とは、計画期間内に特に重点的に取り組む事業と位置づけた事業である。

方針1 みつける

おたからを把握し、計画的な調査・研究を行い、価値を明らかにする

本市に所在する多種多様なおたからについて適切な保存・活用を進めるためには、その価値や魅力を十分に把握する必要がある。特に価値を把握できていない分野において調査を進め、おたからを総合的に把握した上で関連文化財群を軸とするなど、計画的かつ継続的な把握調査に取り組む。多種多様なおたからの把握には、市民や専門家との協力が不可欠である。まちづくり協議会など地元住民主体による「おたから調査」の継続的な実施を支援し、地域での体制づくりに取り組む。また、把握したおたからは市指定・登録制度などを活用し、価値の顕在化を図り、調査成果を市民や地域などでの保存・活用につなげるとともに、調査・研究体制を強化し、市史編さんに向けて取り組む。

■重点的に取り組む事業

○神社例祭調査 < No.6 >

関連文化財群⑦の三国祭など無形民俗や美術工芸品、記録などの関連文化財群を軸とするなどとした総合調査を実施し、おたからの価値を明らかにする。

○史跡の発掘調査・研究 < No.9 >

関連文化財群①や⑥などの枠組みを用いるなど六呂瀬山古墳群や丸岡城の発掘調査を実施し、史跡の価値を把握し、明らかにする。

○市史編纂 ≪ No.13 ≫

旧町史を整理するとともに、市誕生と新たな歴史をまとめた市史の編纂に取り組む。

○おたから調査の継続と成果の活用 ≪ No.14 ≫

関連文化財群の枠組みを用いるなどして、地域のおたからの調査を継続し、その成果を地域と共有する。

○調査・研究等協力者の発掘・育成 ≪ No.16 ≫

おたからの調査・研究等に協力する人材発掘や育成を行う。

表 18 方針1「みつける」における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業

■ 事業実施期間

実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期4-6	中期7-9	長期10-13		
	1	文化財保護審議会の開催	文化財保護審議会を開催し、調査や指定等を行う。	△	○	△	◎	文化課				市
	2	市内のおたから総合把握調査	各分野の未調査について、悉皆調査を長期的に行い、市内のおたからを把握し、価値を明らかにする。	○	○	○	◎	文化課 みくに龍翔館				市
	3	歴史的建造物・庭園調査	久保田酒造の離れや庭園など、市内の歴史的建造物・庭園調査を実施し、価値を明らかにする。	△	○	△	◎	文化課 みくに龍翔館				国 県 市
	4	資料調査	市内の個人・寺社などが所蔵する資料（美術工芸品・石造物等）を調査し、価値を明らかにする。	○	○	△	◎	文化課 みくに龍翔館				国 県 市
	5	文学・絵画作品調査	多くの文学者や芸術家のインスピレーションの源泉となった風景地のビュースポットを顕在化する。	○	△	○	◎	文化課 みくに龍翔館				市
★	6	神社例祭調査	三国祭などに関する総合調査（無形民俗、美術工芸品、記録等）を実施し、価値を明らかにする。	○	○	○	◎	文化課 みくに龍翔館				国 県 市
	7	市内民俗行事調査	市内の民俗行事調査を実施し、価値を明らかにする。	○	○	○	◎	文化課 みくに龍翔館				市
	8	無形民俗文化財の映像記録	市内の伝統芸能等の無形民俗文化財（指定・未指定）を映像で記録保存する。	○	○	○	◎	文化課 みくに龍翔館				国 県 市
★	9	史跡の発掘調査・研究	六呂瀬山古墳群や丸岡城の発掘調査を実施し、史跡の価値を把握し、明らかにする。	△	△	△	◎	文化課 みくに龍翔館 観光交流課				国 県 市
	10	天然記念物調査	市内の天然記念物を調査し、価値を明らかにする。	○	○	△	◎	文化課 みくに龍翔館				市
	11	近代化遺産調査	繊維産業や鉄道などに関連する近代化遺産を調査し、価値を明らかにする。	○	○	○	◎	文化課 みくに龍翔館				市
	12	指定等文化財の補足調査	指定文化財などで新たな歴史的価値が加わるものを整理し、補足調査を行い、価値を明らかにする。	○	○	○	◎	文化課 みくに龍翔館				市
★	13	市史編纂	旧町史を整理するとともに、市誕生と新たな歴史をまとめた市史の編纂に取り組む。	△	△	△	◎	文化課 みくに龍翔館				市
★	14	おたから調査の継続と成果の活用	関連文化財群の枠組みを用いるなどして、各まちづくり協議会を中心として地域のおたからの調査を継続し、その成果を地域と共有する。	◎	○	○	◎	まちづくり 推進課 文化課				市
	15	市登録文化財制度の推進	未指定文化財について、市登録に格上げを進め、地域の文化財の価値を共有し、保存する。	△	○	△	◎	文化課				市
★	16	調査・研究等協力者の発掘・育成	おたからの調査・研究などに協力する人材発掘や育成を行う。	○	△	○	◎	文化課 みくに龍翔館				市
	17	文化財専門職員の計画的な配置・育成	文化財専門職員の計画的な配置・育成を図り、専門分野を越えて幅広く調査・研究を進める。	△	△	△	◎	文化課 みくに龍翔館				市

方針 2 つたえる

おたからの価値をわかりやすく発信し、興味・関心を高める

おたからの価値や魅力、把握した調査や研究成果などについて、市民や地域、団体、来訪者などにわかりやすく情報発信し、共有することでおたからの保存・活用への理解を深める。また、調査成果などを整理し、デジタル化による資料などの記録保存を推進し、おたからのデータベース化を図る。おたからを身近に感じてもらうために、わくわくするようなおたからに触れる多様な媒体の整備や機会をつくり、積極的な情報発信を行い、市民や地域の主体的な活動とつながるよう取り組む。

■重点的に取り組む事業

○おたからを巡るパンフレット・ガイドマップ・周遊ルートの作成 ≪ No.20 ≫

関連文化財群や文化財保存活用区域に基づき、市内のおたからを巡るパンフレットやルートなどを作成し、教育や観光などの様々な分野で活用する。

○デジタルおたから図鑑の作成 ≪ No.21 ≫

おたからのデータベースのホームページを作成し、関連文化財群を中心に本市のおたからについて、小中学生などにもわかりやすく紹介する。

表 19 方針 2「つたえる」における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業

■ 事業実施期間

実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期 4-6	中期 7-9	長期 10-13		
	18	調査成果の発信	調査成果を報告会やみくに龍翔館の展示、歴史や文化の体験学習講座などで発信するとともに、成果内容の概要版を作成し、市民に広く周知する。	○	○	○	◎	文化課 みくに龍翔館				市民間
	19	冊子「坂井市の文化財」のリニューアル	冊子「坂井市の文化財」をリニューアルし、市内の指定文化財などを周知する。	△	△	△	◎	文化課				市
★	20	おたからを巡るパンフレット・ガイドマップ・周遊ルートの作成	関連文化財群や保存活用区域に基づき、まちづくり協議会などと連携して市内のおたからを巡るパンフレットやルートなどを作成し、教育や観光などの様々な分野で活用する。	◎	△	○	◎	文化課 まちづくり推進課 観光交流課				市民間
★	21	デジタルおたから図鑑の作成	おたからのデータベースのホームページを作成し、関連文化財群を中心に小中学生などにもわかりやすく紹介する。	△	△	○	◎	文化課 みくに龍翔館				国 県 市
	22	ホームページ等での情報発信の充実	調査成果をホームページなどで発信し、市民に広く周知する。	○	○	○	◎	文化課 みくに龍翔館				市
	23	おたからデジタルアーカイブの実施	資料のデジタル化を進め、インターネット上で公開し、資料の利活用を促進する。	△	○	△	◎	みくに龍翔館				国 市
	24	おたから説明看板・観光地等サインの整備	おたからの説明看板や観光地などの案内・誘導サインを計画的に修繕・更新する。	△	○	○	◎	文化課 企画政策課 観光交流課				国 県 市 民間
	25	市内出土埋蔵文化財の展示	試掘調査や発掘調査で出土した遺物を整理し、市内遺跡の調査成果をみくに龍翔館や市内公共施設などで展示する。	△	△	△	◎	文化課 みくに龍翔館				市
	26	文学者・芸術家の発信	文学者や芸術家を魅了した市の自然風景地と文学者や芸術家の活動、交流を発信する。	○	△	○	◎	文化課 みくに龍翔館				市

方針3 はぐくむ

おたからに触れ、語り合う場をつくり、歴史文化を好きな人を育てる

文化財を市や地域のおたからとして、その価値や魅力を発信し、保存・活用を進めるためには、おたからに興味・関心を持ち、地域や団体などで活躍する人材を発掘・育成することが必要である。おたからの継承に取り組む活動を積極的に支援するとともにおたからに関わる仲間を増やし、担い手を確保していくことが不可欠である。そのためには、多種多様な視点からおたからに触れる機会を拡充し、講座やまちづくり協議会などでの活動、公開施設の利用を促進するなど、将来を担う子どもや市民、地域、学識経験者や観光ボランティア、おたからの所有者などが一緒になって語り合う場を積極的に創出し、まちづくりや地域振興などに活かす取組みを進める。

重点的に取り組む事業

○歴史や文化の体験学習講座の充実 << No.27 >>

歴史や文化に直接的・間接的に親しむ講座や体験学習などを増やし、歴史文化に興味・関心のある人材を発掘する。

○（仮称）坂井市歴史文化の学び舎事業の実施 << No.28 >>

集落を支えている地域固有の歴史文化について学ぶ場を創出し、歴史文化に興味や関心のある人材を発掘・育成する。

○公開施設の活用促進 << No.30 >>

教育機関や社会教育施設との連携をはかり、ユニークメニューに取り組むなど、文化財公開施設への来訪者を増やす。

表20 方針3「はぐくむ」における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業 ■ 事業実施期間
 実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期4-6	中期7-9	長期10-13		
★	27	歴史や文化の体験学習講座の充実	歴史や文化に直接的・間接的に親しむ講座や体験学習などを増やし、歴史文化に興味・関心のある人材を発掘する。	○	○	○	◎	文化課 まちづくり 推進課				県市
★	28	（仮称）坂井市歴史文化の学び舎事業の実施	集落を支えている地域固有の歴史文化について学ぶ場を創出し、歴史文化に興味関心のある人材を発掘・育成する。	○	○	○	◎	文化課 まちづくり 推進課				国 県市
	29	まちづくり協議会主催事業の充実	まちづくり協議会が主体となって歴史文化に関わる講座や体験学習、ワークショップ、講演会などの活動を行う。	◎	○	◎	○	まちづくり 推進課				市
★	30	公開施設の活用促進	教育機関や社会教育施設との連携を図り、ユニークメニューに取り組むなど、文化財公開施設への来訪者を増やす。	○	◎	○	◎	文化課 学校教育課 生涯学習スポーツ課 観光交流課等				国 県市
	31	坂井市郷土料理の普及	地域に古くから伝えられてきた郷土料理や昔ながらの食材を使った料理について、給食等への提供と合わせた情報提供、広報やホームページへのレシピの掲載、講習会を実施する。	○	△	◎	◎	健康増進課 学校教育課 保育課				県市
	32	観光ボランティアガイドの育成・研修	観光ボランティアガイドに対して、市の歴史や文化、新たな調査成果などについて研修を行う。	△	△	◎	◎	観光交流課 文化課				国・県市・民間
	33	ミュージアムボランティアの育成	みくに龍翔館での企画展などにおけるボランティアを育成し、歴史や文化を伝える人材を育成する。	○	○	○	◎	みくに 龍翔館				国 県市

方針4 まもる

おたからをまもるしくみ、制度を整え、適切に保存・継承していく

おたからを適切に継承していくためには、おたからとその周辺環境に応じた一体的な保存・管理が必要である。またそれらを取り巻く状況に応じて、おたからを守る制度や体制を整備し、おたからの価値や保存管理の方針をおたからの所有者や市民、地域、団体などと行政が共有することが重要である。そのためには、おたからの特性や周辺環境、所有者や地域が抱える課題などに応じて制度を整備し、支援体制の強化や財源の確保、個別の文化財保存活用計画の策定、防災・防犯の対策や体制づくり、収蔵施設などの整備などに取り組む。

■重点的に取り組む事業

○個別の文化財保存活用計画の策定 << No.44 >>

個別のおたからの保存・活用、整備などに向けての基本方針を示すため、文化財保存活用計画を策定する。

○国指定建造物等の保存整備 << No.45 >>

国指定建造物や国名勝（庭園）等の防災設備の整備、耐震診断・耐震補強工事を検討し、長期的な保存を行う。

○調査・収蔵等施設の整備 << No.51 >>

おたからの調査や出土遺物などを整理し、保存・管理する施設を整備する。

表 21 方針4「まもる」における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業

■ 事業実施期間

実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期4-6	中期7-9	長期10-13		
	34	開発行為等への埋蔵文化財保護の推進	市内の「周知の埋蔵文化財包蔵地」における開発などへ助言・指導を行い、必要に応じて試掘調査や発掘調査を行う。	○	△	◎	◎	文化課				県市
	35	所有者・管理者等支援の継続	指定文化財等の修理などに対して補助を継続する。	○	◎	△	◎	文化課				国県市
	36	無形文化財保存活動支援の継続	市指定無形文化財保存活動に対して補助を継続する。	△	○	○	◎	文化課				市
	37	景観まちづくりの推進	景観に配慮した建築物に対して補助を行い、景観向上を誘導する。	△	◎	△	◎	都市計画課				市
	38	ふくいの伝統的民家の普及促進	福井県が定める伝統的民家を保存するための補助を行う。	○	◎	○	◎	都市計画課 文化課				県市
	39	伝統技術の保存継承	伝統技術を保存継承するため、保持者などへの支援を行う。	○	○	◎	◎	林業水産振興課 観光交流課 まちづくり推進課				国県市
	40	おたからに関する相談体制の周知・啓発	おたからについての相談先などを周知し、散逸や減失を防ぐ。	△	○	△	◎	文化課				国県市
	41	文化財保存活用支援団体の指定	地域の民間団体とパートナーシップを結び、おたからに関する各種施策の推進主体として位置付ける。	△	△	○	◎	文化課				市

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期 4-6	中期 7-9	長期 10-13		
	42	寄附市民参画制度（ふるさと納税）の活用	寄附市民参画制度を活用し、おたからに関わる保存・活用事業を進める。	○	○	△	◎	企画政策課 文化課				市
	43	自然環境の美化保全	山林の維持管理や海川の清掃美化活動、稚魚放流や農地の保全活動を行い、おたからの周辺環境や景観を保全する。	○	○	○	◎	農業振興課 林業水産振興課 環境推進課				国 県市
★	44	個別の文化財保存活用計画の策定	個別のおたからの保存・活用、整備などに向けての基本方針を示すため、文化財保存活用計画を策定する。	△	◎	△	◎	文化課 観光交流課				国 県市
★	45	国指定建造物等の保存整備	国指定建造物や国名勝（庭園）等の防災設備の整備、耐震診断・耐震補強工事を検討し、長期的な保存を行う。	△	◎	△	◎	文化課 観光交流課				国 県市
	46	歴史的風致維持向上計画の策定	歴史的風致維持向上計画の策定を検討する。	△	△	△	◎	観光交流課 企画政策課 文化課				国 市
	47	おたからの防災・防犯の啓発	おたからの防災・防犯について、地域で見守るなどの意識を啓発する。	○	○	◎	◎	文化課				市
	48	おたからの防ぎょ訓練・防火査察の実施	文化財防火デーにあわせて、嶺北消防署・嶺北丸岡消防署・嶺北三国消防署と連携し、火災防ぎょ訓練や防火査察を行う。	△	◎	○	◎	文化課 消防署				市
	49	市指定等文化財パトロールの実施	市指定や未指定文化財などについて、巡回パトロールや監視を行う。	○	◎	○	◎	文化課				市
	50	指定建造物等防災設備の整備	指定建造物・庭園などの防災設備の整備を検討し、防火対策を進め、長期的な保存を行う。	△	◎	△	◎	文化課				国 県市
★	51	調査・収蔵等施設の整備	おたからの調査や出土遺物などを整理し、保存・管理する施設を整備する。	△	◎	△	◎	文化課 観光交流課				国 市

方針5 つなげる

地域や団体と協働して活動を行い、地域間や他分野と連携・交流する

おたからの保存・活用を進めるためには、多種多様な主体と連携を深め、協働して活動に取り組む必要がある。将来の担い手になる子どもたちや小中学校などの教育機関、コミュニティセンター、まちづくり協議会などの地域コミュニティを支える組織など、学校教育や社会教育と積極的に連携し、さまざまな場でおたからへの興味・関心や郷土への愛着を高める。また、庁内関連部局との横断的な連携体制を整備・強化し、おたからの価値や保存・活用への方針を共有して取り組むとともに、地域内外の人材や専門技術者、他市町と連携し、おたからを支える人材や体制づくりを進める。

■重点的に取り組む事業

○学校教育・社会教育との連携 < No.52 >

教育機関や社会教育施設と連携し、歴史や文化、おたからに関する事業を通じて団体や地域間の交流を図る。また、副読本などの教材を見直し、更新する。

○まちづくり協議会との連携 < No.53 >

出前講座の活用や協議会の活動と連携し、関連文化財群を活用して市、地域の歴史や文化を学ぶ機会やおたから調査ワークショップを開催する。

○庁内関連部局との連携 < No.54 >

庁内関連部局との連携体制を構築し、調整をしながら事業を進める。

表 22 方針5「つなげる」における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業

■ 事業実施期間

実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期4-6	中期7-9	長期10-13		
★	52	学校教育・社会教育との連携	教育機関や社会教育施設と連携し、歴史や文化、おたからに関する事業を通じて団体や地域間の交流を図る。また、副読本等の教材を見直し、更新する。	○	○	◎	◎					県市
★	53	まちづくり協議会との連携	出前講座の活用やまちづくり協議会の活動と連携し、関連文化財群を活用して、市、地域の歴史や文化を学ぶ機会やおたから調査ワークショップを開催する。	◎	○	○	◎					国県市
★	54	庁内関連部局との連携	庁内関連部局との連携体制を構築し、調整をしながら事業を進める。	△	△	△	◎					市
	55	専門技術者等との連携	ふくいヘリテージ協議会などと連携し、歴史的建造物の良さや本質的価値を活かすことができる民間技術者や設計業者を育成する。	△	△	◎	◎					国県市
	56	地域内外の多様な人材との連携	地域内外の多様な人材の受け入れを推進し、公・民・学などが連携した事業を行い、歴史や文化、おたからの魅力を高める。	○	○	◎	◎					県市
	57	近隣自治体との連携による歴史文化の発信	ふくい嶺北連携中枢都市圏ビジョン事業などを活用し、近隣自治体と連携して歴史文化を発信する。	△	△	△	◎					国・県市・民間

方針6 ひろげる

おたからの周辺環境の魅力を高め、効果的な保存・活用を進める

おたからと周辺環境の価値や魅力を高め、積極的な保存・活用を進めるために、地域振興や観光交流の促進などにつなげ、文化財行政に限らず、多種多様な分野へと取組みを広げていく必要がある。市の博物館であるみくに龍翔館を拠点に、文化財関連施設と連携し、市のおたからの発信や活用を行い、市内外の来訪者におたからの価値と魅力を伝える。また、他部局の施策と効果的に連携を図り、本市に所在する古民家や歴史的な建造物などの整備、史跡公園整備など、おたからを核とした周辺環境の整備・活用を進め、本市を訪れる観光客などに対して市のおたからの価値や魅力を十分に伝える。

重点的に取り組む事業

○「みくに龍翔館」の整備・活用の推進 ≪ No.58～62 ≫

みくに龍翔館を市全体の歴史や文化の拠点となる博物館として整備する。市の豊かな歴史や文化に関する資料を収集し、散逸を防ぐとともに後世に引き継ぐ。また収蔵資料および展示資料などの調査研究の拠点施設として、市の歴史や文化に関する研究を行う。これらの研究のために収集した資料や調査研究の成果を活かし、市の歴史や文化をわかりやすく、かつ魅力的に伝え、市民や来訪者が「楽しく学べる場」を増やす。さらに館の立地条件を活かし、来館者の誘客拡大を図り、丸岡城をはじめとした市内の他の文化財や観光地へと誘導する役目を担う。

○歴史的建造物の整備 ≪ No.64 ≫

旧島崎家住宅離れや旧大木道具店土蔵などの活用方法について、市民ニーズを把握し、保存活用を進める。

表23 方針6「ひろげる」における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業

■ 事業実施期間

実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期4-6	中期7-9	長期10-13		
★	58	みくに龍翔館の改修整備	市全体の歴史や文化の拠点となる博物館として整備を進める。	△	△	△	◎	みくに龍翔館				国市
★	59	みくに龍翔館資料収集・保存	市の豊かな歴史や文化に関する資料を収集し、散逸を防ぎ、後世に引き継ぐ。	○	○	○	◎	みくに龍翔館				市
★	60	みくに龍翔館調査研究	収蔵資料および展示資料などの調査研究の拠点施設として、市の歴史や文化に関する研究を行う。	○	○	○	◎	みくに龍翔館				国 県市
★	61	みくに龍翔館展示および教育普及	資料収集や調査研究の成果を活かし、市の歴史や文化をわかりやすく魅力的に伝え、市民や来館者が「楽しく学べる場」を増やす。	○	○	○	◎	みくに龍翔館教育機関				国 県市
★	62	みくに龍翔館観光連携の推進	館の立地条件を活かし、来館者の誘客拡大を図り、丸岡城をはじめとした市内観光地へと誘導する。	○	○	○	◎	みくに龍翔館観光交流課				国 県市 民間
	63	古民家等整備への支援	丸岡や三国地区の賑わい創出のため、空き家リノベーションによる新規起業家への支援や民間での改修を進める。	○	◎	○	◎	企画政策課 都市計画課 観光交流課				県市
★	64	歴史的建造物の整備	旧島崎家住宅離れや旧大木道具店土蔵などの活用方法について、市民ニーズを把握し、保存活用を進める。	○	○	○	◎	企画政策課 文化課				国 県市

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期 4-6	中期 7-9	長期 10-13		
	65	史跡公園の整備・修繕	六呂瀬山古墳公園の整備の検討や出世山古墳公園の修繕を行う。	△	△	△	◎	文化課				国 県 市
	66	おたからの周辺整備	六呂瀬山古墳群や東尋坊などにおいて、周辺の整備を行い、賑わい創出や新たな誘客を目指す。	○	△	○	◎	文化課 観光交流課				国 県 市
	67	文化財関連施設の連携	文化財関連施設と連携し、情報発信の強化や入館連携を行うなど、施設を運営する協力者を増やす。	○	○	○	◎	文化課 みくに 龍翔館 観光交流課				市 民 間
	68	おたからの観光活用	北前船日本遺産のストーリーや丸岡城など観光の核となるおたからの活用や特産品のPRを行い、観光誘客の促進や地域の活性化につなげる。	○	○	◎	◎	観光交流課 企画政策課 丸岡支所				国 県 市
	69	観光地等における二次交通の強化	観光地などにおける二次交通の強化を検討し、観光地やその周辺の回遊性などの向上を図る。	△	△	◎	◎	公共交通 対策課				国 県 市

2. 関連文化財群における取組み

① 継体天皇伝承の地と坂井市（坂中井）の起源

《保存・活用の課題と方針》

これまで単体での保存・活用が図られてきた古墳群については、その存在や価値が市民にも十分に認知されていない。一連の群として古墳の把握を行うことで、その価値を顕在化し保存・活用につなげていく必要がある。各所に分布する古墳群や継体天皇ゆかりの地の存在や価値を周知するとともに、その価値を適切に発信する。その際、周辺自治体との連携も図ることでその効果を高める。

また、発掘調査を実施中の六呂瀬山古墳群の整備や、施設の老朽化が進んでいる出世山古墳公園の修繕などを通じて、古墳群の保存・活用を推進する。

《保存・活用の取組み》

■重点的に取り組む事業

○古墳めぐりガイドの作成 《つたえる -No.20》

単体としてだけでなく、広域に分布する群としての古墳の保存・活用を図るため、本計画作成のために実施した古墳群分布把握調査の成果をもとにガイドマップを作成し、周遊ルートを設定して教育や観光などさまざまな分野での活用に供する。

表 24 関連文化財群①における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業

■ 事業実施期間

実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担
				市民	所有者	関連団体	行政	前期 4-6	中期 7-9	長期 10-13	
★	20-1	おたからを巡るパンフレット・ガイドマップ・周遊ルートの作成	まちづくり協議会などと連携して市内の古墳群を巡るパンフレットやルートなどを作成し、教育や観光などの様々な分野で活用する。	◎	△	○	◎				市民間
	57	近隣自治体との連携による歴史文化の発信	ふくい嶺北連携中枢都市圏ビジョン事業などを活用し、近隣自治体と連携して古墳群などの歴史文化を発信する。	△	△	△	◎				市 他市町

②水が育んだ恵みと坂井平野の稲作文化

《保存・活用の課題と方針》

水がもたらす恵みや氾濫をくり返しながら豊かな穀倉地帯が形成されてきた坂井平野の歴史文化が市民に十分に認知されていない。今日の暮らしや生業の中でまもり活かすための取組みを推進する。稲作をはじめとする食文化の継承、地域防災活動との連携など、地域に密着した活動にもつなげていく。また、十郷用水や鳴鹿大堰に関連する重要な人物でもある酒井利雄氏の自邸や、越前型農家の特徴を有する建築群など、鳴鹿地区の歴史的建造物の価値の顕在化を進め、地域ぐるみでの保存・活用を目指す。

《保存・活用の取組み》

■重点的に取り組む事業

○歴史や文化体験学習事業の充実 《はぐくむ -No.27》

酒井家住宅の公開や鳴鹿地区の郷土料理の伝承活動など、歴史や文化に親しむ機会を増やし、関心のある人材を発掘する。

○久保田酒造離れ・庭園の活用促進 《はぐくむ -No.30》

久保田酒造では、現在も酒造見学や利き酒イベントなどが行われているが、教育機関や社会教育施設との連携を図り、ユニークメニューに取り組むなど、さらなる活用促進につながるよう取組みを推進する。



写真 108 久保田酒造（丸岡町山久保）

○稲作文化・農村文化の発信・継承における学校教育・社会教育との連携 《つなげる -No.52》

教育機関や社会教育施設と連携し、坂井平野における稲作文化・農村文化のさらなる発信・継承に取組み、米づくりをはじめ、らっきょうやそば、野菜など、清涼な水から生み出されるゆたかな農産物の普及につなげる。また、さかい夏祭りの「かがしコンテスト」など、米どころ坂井の歴史や文化に親しめる機会を創出する。

表 25 関連文化財群②における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業

■ 事業実施期間

実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期4-6	中期7-9	長期10-13		
★	27-1	歴史や文化の体験学習講座の充実	鳴鹿地区の農家型建築物について学ぶ講座などを開催し、歴史文化に興味・関心のある人材を発掘する。	○	○	○	◎	文化課 まちづくり 推進課				県市
	29-1	まちづくり協議会主催事業の充実	稲作や農村文化をテーマとした講座や体験学習、ワークショップを開催する。	◎	○	◎	○	まちづくり 推進課				市

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期4-6	中期7-9	長期10-13		
★	30-1	公開施設の活用促進	教育機関や社会教育施設との連携を図り、ユニークメニューに取組むなど、久保田酒造離れや庭園の他文化財公開施設への来訪者を増やす。	○	◎	○	◎	文化課 学校教育課 生涯学習 スポーツ課 観光交流課等				国 県 市
	31-1	坂井市郷土料理の普及	地域に古くから伝えられてきた郷土料理や昔ながらの食材を使った料理について、給食等への提供と合わせた情報提供、広報やホームページへのレシピの掲載、講習会を実施する。	○	△	◎	◎	健康増進課 学校教育課 保育課				県 市
★	52-1	学校教育・社会教育との連携	教育機関や社会教育施設と連携し、稲作・農村文化に関する事業を通じて団体や地域間の交流を図る。また、副読本等の教材を見直し、更新する。	○	○	◎	◎	文化課 学校教育課 生涯学習 スポーツ課 教育機関				県 市

③地域の紐帯をささえる暮らしの中にある信仰

《保存・活用の課題と方針》

集落単位で大切にされている講や左義長などは、コミュニティの基盤とも言えるものであるが、担い手の不足が顕在化しつつある。こうした行事の継承は集落の維持や地域防災体制の向上にも寄与すると期待される。既往の調査や「おたから調査」で把握した行事などの調査、掘り起こしを継続するとともに、調査成果を地域に還元することで、地域での理解を深め、継承につなげるための取組みを推進する。

《保存・活用の取組み》

■重点的に取り組む事業

○おたから調査の継続と成果の活用《みつける-No.14》

地域のおたから調査を継続し、祭礼行事などのさらなる掘り起こしを進め、その成果を市民と共有する。またその成果をみくに龍翔館等での展示や出前講座などで発信・周知する。

表 26 関連文化財群③における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業

■ 事業実施期間

実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期4-6	中期7-9	長期10-13		
	4-1	資料調査	称念寺など市内の個人・寺社などが所蔵する資料（美術工芸品・石造物等）を調査し、価値を明らかにする。	○	○	△	◎	文化課 まちづくり 推進課				国 県 市
★	14	おたから調査の継続と成果の活用	地域の寺社の行事などのおたから調査を継続し、その成果を地域と共有する。	◎	○	○	◎	まちづくり 推進課				市
	47	おたからの防災・防犯の啓発	おたからの防災・防犯について、地域で見守るなどの意識を啓発する。	○	○	◎	◎	文化課				市

④神の島・雄島を抱く海とともにある暮らし

《保存・活用の課題と方針》

社会環境の変化から海女の数が増え、伝統的な漁法の継承等が危ぶまれている。

減少しつつある海女の伝統的な漁や、一度途絶えたものの地域の有志らによって復活した刺子技術など、雄島地区固有の伝統文化を継承するとともに、体験メニューや水産加工品の開発などによる交流人口の増加・地域振興を図る。

《保存・活用の取組み》

■重点的に取り組む事業

○魚食の普及と体験学習の充実 《はぐくむ-No.27》

雄島地域の豊かな水産物の地産地消促進と魚食普及のため、コミュニティセンターや教育機関などと連携し、体験教室や水産資源に関する学習活動などを実施する。

表 27 関連文化財群④における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業

■ 事業実施期間

実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期4-6	中期7-9	長期10-13		
★	27-2	歴史や文化の体験学習講座の充実	魚食に親しむ講座や体験学習などを増やし、漁村文化や雄島海女などの歴史文化に興味・関心のある人材を発掘する。	○	○	○	◎	文化課 まちづくり 推進課				県市
	29-2	まちづくり協議会主催事業の充実	まちづくり協議会が主催する歴史や文化に関わる講座や体験学習、ワークショップ、講演会などの活動を行う。	◎	○	◎	○	まちづくり 推進課				市
	31-2	坂井市郷土料理の普及	地域に古くから伝えられてきた郷土料理や昔ながらの食材を使った料理について、給食等への提供と合わせた情報提供、広報やホームページへのレシピの掲載、講習会を実施する。	○	△	◎	◎	健康増進課 学校教育課 保育課				県市
	39-1	伝統技術の保存継承	漁業や林業、それらに関連する伝統的な技術を保存継承するため、技術保持者などへの支援を行う。	○	○	◎	◎	林業水産振興課 観光交流課 まちづくり 推進課				国県市

⑤里山・里川に育まれた赤瓦集落・竹田

《保存・活用の課題と方針》

長年にわたり、地域住民によって展開されてきた様々な地域づくり活動や集落で継承されてきた行事などの継承者の育成が必要とされている。竹田地区で活躍する地域外の若い人材の活動や歴史文化の保存・活用を効果的に連携することで、独自の歴史文化の継承と発信を推進する。また、防災体制の強化や茅葺き屋根の補修などが必要となっている坪川家住宅については、計画的な保存・整備に取り組む。

《保存・活用の取組み》

■重点的に取り組む事業

○坪川家住宅の活用促進《はぐくむ-No.30》

公開施設である坪川家住宅について、教育機関や社会教育施設との連携を図り普及啓発を推進するとともに、ユニークベニューに取り組むなど、来訪者や利用者の増加を目指す。

○坪川家住宅及び坪川氏庭園の保存整備《まもる-No.45》

坪川家住宅及び坪川氏庭園の長期的で確実な保存に資するため、周期的に茅葺き屋根の補修を実施するとともに、防災設備の整備や建物耐震診断、耐震補強工事の実施を検討する。

表 28 関連文化財群⑤における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業 ■ 事業実施期間
 実施主体 ○：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期 4-6	中期 7-9	長期 10-13		
★	30-2	公開施設の活用促進	教育機関や社会教育施設との連携を図り、ユニークベニューに取り組むなど、坪川家住宅や公開施設への来訪者を増やす。	○	◎	○	◎	文化課 学校教育課 生涯学習 スポーツ課 観光交流課等				国 県 市
	38	ふくいの伝統的民家の普及促進	福井県が定める伝統的民家を保存するための補助を行う。	○	◎	○	◎	都市計画課 文化課				県 市
★	45	国指定建造物等の保存整備	坪川家住宅や坪川氏庭園等の防災設備の整備、耐震診断・耐震補強工事を検討し、長期的な保存を行う。	○	◎	△	◎	文化課 観光交流課				国 県 市
	56-1	地域内外の多様な人材との連携	地域内外の多様な人材の受け入れを推進し、公・民・学などが連携した事業を行い、歴史や文化、おたからの魅力を高める。	○	○	◎	◎	企画政策課 教育機関				市 民間

⑥丸岡城下町の形成と丸岡藩ゆかりの文化

《保存・活用の課題と方針》

丸岡城天守および城跡の調査研究を進め、その価値を適切に継承、発信するとともに、周辺の文化財を含め面的な保存・活用と整備を進めるため、保存活用区域を設定し重点的に取り組む。また、丸岡城下町と豊原寺跡との歴史的関連が十分に周知されていないことから、情報発信や観光ルートの整備などに努め、連携を強化する。

《保存・活用の取組み》

■重点的に取り組む事業

○おたからをめぐるパンフレットや周遊ルートの作成《つたえる -No.20》

丸岡城下町および豊原寺跡をめぐるガイドマップや周遊ルートを作成し、歴史文化の発信と来訪者の回遊性の向上を図る。

表 29 関連文化財群⑥における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業

■ 事業実施期間

実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容） ※取組み内容の文言は取組対象にあわせて一部変更	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期 4-6	中期 7-9	長期 10-13		
	4-2	資料調査	市内の個人・寺社などが所蔵する丸岡城や豊原寺に関連する資料（美術工芸品・石造物等）を調査し、価値を明らかにする。	○	○	△	◎	文化課 みくに龍翔館				国 県 市
★	20-2	おたからを巡るパンフレット・ガイドマップ・周遊ルートの作成	まちづくり協議会などと連携し、丸岡城周辺のおたからを巡るパンフレットやルートなどを作成し、教育や観光などの様々な分野で活用する。	◎	△	○	◎	文化課 まちづくり 推進課 観光交流課				市 民 間
	32-1	観光ボランティアガイドの育成・研修	観光ボランティアガイドに対して、丸岡城周辺についての新たな調査成果などについて研修を行う。	△	△	◎	◎	観光交流課 文化課				国 県 市
	49	市指定等文化財パトロールの実施	丸岡藩砲台跡などの指定文化財や未指定文化財などについて、巡回パトロールや監視を行う。	○	◎	○	◎	文化課				国 県 市 民 間
	68-1	おたからの観光活用	丸岡城など観光の核となるおたからの活用や特産品のPRを行い、観光誘客の促進や地域の活性化につなげる。	○	○	◎	◎	観光交流課 企画政策課 丸岡支所				国 県 市

⑦北前船交易がもたらした湊町三国の発展

《保存・活用の課題と方針》

三国湊地区全体の歴史的価値を適切に発信、保存・活用するとともに、市内でも人口減少が特に著しい地区であることから、歴史文化を継承しながら住み続けられる地域とするため、公・民・学連携によるまちづくりを通じた担い手の育成と歴史的町並みの継承に取り組む。

また、本市唯一の国宝を有する瀧谷寺については、積極的な公開、利用促進を図る。

《保存・活用の取組み》

■重点的に取り組む事業

○瀧谷寺の利用促進《はぐくむ-No.30》

学校教育や社会教育との連携により瀧谷寺の歴史文化を啓発するとともに、市民の来訪や利用の増加を目指す。また、ユニークベニユーの創出などを進めることで、新たな利用機会の充実を図る。

表 30 関連文化財群⑦における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業 ■ 事業実施期間
 実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容） ※取組み内容の文言は取組対象にあわせて一部変更	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期4-6	中期7-9	長期10-13		
	4-3	資料調査	市内の個人・寺社などが所蔵する北前船に関する資料（美術工芸品・石造物等）を調査し、価値を明らかにする。	○	○	△	◎	文化課 みくに 龍翔館				国 県 市
★	30-3	公開施設の活用促進	教育機関や社会教育施設との連携を図り、ユニークベニユーに取組むなど、瀧谷寺をはじめとした公開施設への来訪者を増やす。	○	◎	○	◎	文化課 学校教育課 生涯学習 スポーツ課 観光交流課等				国 県 市
	31-3	坂井市郷土料理の普及	地域に古くから伝えられてきた郷土料理や昔ながらの食材を使った料理について、給食等への提供と合わせた情報提供、広報やホームページへのレシピの掲載、講習会を実施する。	○	△	◎	◎	健康増進課 学校教育課 保育課				県 市
	32-2	観光ボランティアガイドの育成・研修	観光ボランティアガイドに対して、三国湊周辺についての新たな調査成果などについて研修を行う。	△	△	◎	◎	観光交流課 文化課				国 県 市 民間
	39-2	伝統技術の保存継承	三国祭に関する伝統技術を保存継承するため、技術保持者などへの支援を行う。	○	○	◎	◎	観光交流課 まちづくり 推進課				国 県 市
	56-2	地域内外の多様な人材との連携	地域内外の多様な人材の受け入れを推進し、公・民・学などが連携した事業を行い、おたからの魅力を高める。	○	○	◎	◎	企画政策課 教育機関				市 民間
	68-2	おたからの観光活用	北前船日本遺産のストーリーなど観光の核となるおたからの活用や特産品のPRを行い、観光誘客の促進や地域の活性化につなげる。	○	○	◎	◎	観光交流課 企画政策課 三国支所				国 県 市

⑧文学者・芸術家を魅了したゆたかな自然が織りなす風景

《保存・活用の課題と方針》

天然記念物及び名勝・東尋坊は坂井市・福井県を代表する観光地であるが、周辺や他地区との回遊性が低く、滞在時間の延長が課題となっている。東尋坊の再整備事業との連携を図り、文化財としての価値を適切に継承する。また、文学・芸術作品の収蔵・展示スペースが不足していることから、施設の充実に努めるとともに、文学や芸術を通じた人材の育成や交流の促進を図る。

《保存・活用の取組み》

■重点的に取り組む事業

○おたからをめぐるパンフレットや周遊ルートの作成 《つたえる -No.20》

東尋坊や雄島周辺などにおいて、関連文化財群を活用して地域の歴史文化の物語をめぐるパンフレットや周遊ルートを作成し、教育や観光などのさまざまな分野で活用する。

表 31 関連文化財群⑧における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業 ■ 事業実施期間
 実施主体 ○：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期 4-6	中期 7-9	長期 10-13		
	5	文学・絵画作品調査	多くの文学者や芸術家のインスピレーションの源泉となった風景地のビュースポットを顕在化する。	○	△	○	◎	文化課 みくに 龍翔館				国 県 市
★	20-3	おたからを巡るパンフレット・ガイドマップ・周遊ルートの作成	まちづくり協議会などと連携し、市内の文学や芸術に関するものを巡るパンフレットやルートなどを作成し、教育や観光などの様々な分野で活用する。	◎	△	○	◎	文化課 まちづくり 推進課 観光交流課				市 民 間
	26	文学者・芸術家の発信	文学者や芸術家を魅了した市の自然風景地と文学者や芸術家の活動、交流を発信する。	○	△	○	◎	文化課 みくに 龍翔館				国 県 市
	32-3	観光ボランティアガイドの育成・研修	観光ボランティアガイドに対して、東尋坊についての新たな調査成果などについて研修を行う。	△	△	◎	◎	観光交流課 文化課				国 県 市 民 間

⑨鉄道の開通と近代に開花した坂井市の産業と文化

《保存・活用の課題と方針》

これまで本市の歴史文化としてあまり注目されてこなかった繊維産業や鉄道などに関連する近代化遺産の調査や保存・活用を推進し、本市域の歴史文化の多様性をまちづくりに活かすための取組みを推進する。特に、一次産業に関する文化財については、産業部局との連携を強化し、歴史文化の継承につなげる。

《保存・活用の取組み》

■重点的に取り組む事業

○旧島崎家住宅の保存・活用の推進《ひろげる -No.64》

春江ちりめん産業の隆盛を伝える歴史的建造物である旧島崎家住宅離れの保存活用方策について、ワークショップなどを通じて市民ニーズを把握し、適切な保存・活用を図る。



写真 109 旧島崎家住宅離れ (春江町江留上旭)

表 32 関連文化財群⑨における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業

■ 事業実施期間

実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

重点事業	事業No.	取組み名 (措置名)	取組み内容 (措置内容) ※取組み内容の文言は取組対象にあわせて一部変更	実施主体				実施時期 (令和)			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期 4-6	中期 7-9	長期 10-13		
	11	近代化遺産調査	繊維産業や鉄道などに関連する近代化遺産を調査し、価値を明らかにする。	○	○	○	◎	文化課 みくに 龍翔館				国 県 市
	31-4	坂井市郷土料理の普及	地域に古くから伝えられてきた郷土料理や昔ながらの食材を使った料理について、給食等への提供と合わせた情報提供、広報やホームページへのレシピの掲載、講習会を実施する。	○	△	◎	◎	健康増進課 学校教育課 保育課				市 民 間
★	64	歴史的建造物の整備	旧島崎家住宅離れの活用方法について、市民ニーズを把握し、保存活用を進める。	○	○	○	◎	企画政策課 文化課				国 県 市
	68-3	おたからの観光活用	観光の核となるおたからの活用や特産品のPRを行い、観光誘客の促進や地域の活性化につなげる。	○	○	◎	◎	観光交流課 企画政策課 丸岡支所 春江支所				国 県 市 民 間

《各関連文化財群に共通する取組み》

9つの関連文化財群に共通して行う取組みは以下の通りである。

■重点的に取り組む事業

○市内民俗行事調査《みつける -No.7》

担い手の不足や社会状況の変化に伴い継承が困難になりつつある民俗行事について、把握が不十分なものの調査を実施し、その価値を明らかにすることで今後の着実な継承に資する。

表 33 各関連文化財群に共通する取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業

■ 事業実施期間

実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
				市民	所有者	関連団体	行政	前期 4-6	中期 7-9	長期 10-13		
	7	市内民俗行事調査	市内の民俗行事調査を実施し、価値を明らかにする。	○	○	○	◎	文化課 みくに 龍翔館				市
	18	調査成果の発信	調査成果を報告会やみくに龍翔館の展示、歴史や文化の体験学習講座などで発信するとともに、成果内容の概要版を作成し、市民に広く周知する。	○	○	○	◎	文化課 みくに 龍翔館				市民間
	43	自然環境の美化保全	山林の維持管理や海川の清掃美化活動、稚魚放流や農地の保全活動を行い、おたからの周辺環境や景観を保全する。	○	○	○	◎	農業振興課 林業水産 振興課 環境推進課				国 県 市
★	52-2	学校教育・社会教育との連携	教育機関や社会教育施設と連携し、歴史や文化、おたからに関する事業を通じて団体や地域間の交流を図る。また、副読本等の教材を見直し、更新する。	○	○	◎	◎	文化課 学校教育課 生涯学習 スポーツ課 教育機関				県 市
★	53	まちづくり協議会との連携	出前講座の活用や協議会の活動と連携し、関連文化財群を活用して、市や地域の歴史や文化を学ぶ場やおたから調査ワークショップの開催などの機会を充実させる。	◎	○	○	◎	文化課 まちづくり 推進課				市

3. 文化財保存活用区域における取組み

A 東尋坊と雄島地区文化財保存活用区域

《保存・活用の課題・方針》

○国指定天然記念物及び名勝東尋坊の保存・活用

国指定天然記念物及び名勝東尋坊は、昭和10（1935）年に指定されたが、指定範囲も明確でなく保存活用計画も策定されていない。管理団体である坂井市として、指定範囲及び文化財としての価値を明らかにし、今後の保存管理や整備活用の基本的な方針を定めることが喫緊の課題となっており、こうした取組みを進めた上で、他部局や関連団体と連携しながら観光資源としての活用にも積極的に取り組んでいく。

○大湊神社の例祭調査と防災体制の強化

当エリアの信仰の中心である大湊神社については、県指定建造物である本殿・拝殿などの防災体制が脆弱であることから、その強化を図る。また、これまで学術的な調査が十分にされていない大湊神社祭礼について、今後の保存・活用に資するため、調査を実施し文化財としての価値を明らかにする。

○周遊の利便性向上

大湊神社や雄島周辺を含め、文化財の説明看板や案内サインの老朽化が進んでおり、デザインも統一されていない。説明看板や案内サインの計画的な修繕とデザインの統一を図る。また、北陸新幹線福井県内延伸の時機も捉え、主要な公共交通結節点から当エリアへのアクセスを強化し、周辺エリアを含めた周遊の利便性を向上する。

《保存・活用の取組み》

表34 A「東尋坊と雄島地区文化財保存活用区域」における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業

■ 事業実施期間

実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

対象	重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
					市民	所有者	関連団体	行政	前期4-6	中期7-9	長期10-13		
大湊神社	★	6	神社例祭調査	祭に関する総合調査（無形民俗、美術工芸品、記録等）を実施し、価値を明らかにする。	○	○	○	◎	文化課 みくに龍翔館				国 県市
		50	指定建造物等防災設備の整備	指定建造物・庭園などの防災設備の整備を検討し、防火対策を進め、長期的な保存を行う。	△	◎	△	◎	文化課				国 県市
東尋坊	★	44	個別の文化財保存活用計画の策定	個別のおたからの保存・活用、整備などに向けての基本方針を示すため、文化財保存活用計画を策定する。	△	◎	△	◎	文化課 観光交流課				国 県市
	★	66	おたからの周辺整備	東尋坊周辺の整備などを行い、賑わい創出や新たな誘客を目指す。	○	△	○	◎	文化課 観光交流課				国 県市
出世山古墳公園		65	史跡公園の整備・修繕	出世山古墳公園の修繕を行う。	△	△		◎	文化課				国 県市
エリア全域		24	おたから説明看板・観光地等サインの整備	おたからの説明看板や観光地などの案内・誘導サインを計画的に修繕・更新する。	△	○	○	◎	文化課 企画政策課 観光交流課				国・県 市民間
		69	観光地等における二次交通の強化	観光地などにおける二次交通の強化を検討し、観光地やその周辺の回遊性などの向上を図る。	△	△	◎	◎	公共交通 対策課				国 県市



図 41 A「東尋坊と雄島地区文化財保存活用区域」における取組み位置図

B 三国湊地区文化財保存活用区域

《保存・活用の課題・方針》

○三国祭に関する総合調査

県指定無形民俗文化財である三国祭は、18基の山車を旧町内の32行政区が山車番を持ち回り、例年6基の山車を奉納することが基本となっている。現在は一部の山車屋台について市指定工芸品として文化財指定されており、旧三国町時代に三国町郷土資料館によって各行政区への聞き取り調査が行われたが、三国祭を構成する有形無形のさまざまな要素について総合的な専門調査は行われていない。また、三国旧市街地は本市域においてもいち早く人口減少が始まり、少子高齢化が著しいエリアであり、三国祭の担い手不足、山車番を受け持つ行政区の負担増といった課題が増大している。三国祭に関する総合的な学術調査を実施することにより文化財的価値のさらなる顕在化を進めるとともに、地域との連携により後世への確実な継承を図る。

○瀧谷寺関連文化財の保存・活用

国宝・重要文化財・国指定名勝など多くの文化財を有する瀧谷寺について、個々の文化財の保存状態や管理状況の現状および次世代への継承に向けた課題を把握し、所有者と市が共通認識をもって今後の中長期的な保存・活用を進めることが必要となっている。瀧谷寺の所蔵資料調査などを進めるとともに、今後の具体的な保存・活用の取組み方針及び内容を取りまとめる。

また、庭園や指定等建造物の防災体制が脆弱であることから、防災設備の設置や耐震診断、耐震補強工事の検討を行う。

○旧大木道具店土蔵の改修整備

国登録有形文化財建造物である旧大木道具店について、店舗兼主屋については改修工事を終えレストランとしての活用が行われているが、土蔵については未着手である。現在市で検討・取りまとめを進めている方針をもとに、地域の賑わいの創出に寄与するべく保存・活用を図る。

○三国湊町地区における町並み景観保全の推進

都市計画部局で進めている景観づくりについては、これまで文化財部局との連携が希薄であった。掘り起こしを行ったおたからの保存・活用と連携した景観づくりを行うことで、施策の相乗効果を生み出すことを目指す。また、特定景観区域内の空き家を利活用した起業者育成を支援し、空き家の解消および街並み景観の保全による新たな賑わい創出への寄与を目的とした空き家リノベーション起業者育成事業とも効果的な連携を図る。

《保存・活用の取組み》

表 35 B「三国湊地区文化財保存活用区域」における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業

■ 事業実施期間

実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

対象	重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
					市民	所有者	関連団体	行政	前期 4-6	中期 7-9	長期 10-13		
三国祭	★	6	神社例祭調査	三国祭に関する総合調査（無形民俗、美術工芸品、記録等）を実施し、価値を明らかにする。	○	○	○	◎	文化課 みくに 龍翔館				国 県 市
瀧谷寺		4	資料調査	市内の個人・寺社などが所蔵する資料（美術工芸品・石造物等）を調査し、価値を明らかにする。	○	○	△	◎	文化課 みくに 龍翔館				国 県 市
	★	44	個別の文化財保存活用計画の策定	個別のおたからの保存・活用の課題と方針を所有者や専門家等と検討・共有し、長期的な保存・活用を行う。	△	◎	△	◎	文化課 観光交流課				国 県 市
	★	45	国指定建造物等の保存整備	国指定建造物や国名勝（庭園）等の防災設備の整備、耐震診断・耐震補強工事を検討し、長期的な保存を行う。	△	◎	△	◎	文化課 観光交流課				国 県 市
三国神社	★	51	調査・収蔵等施設の整備	三国神社所蔵資料等を適切に保存・管理するため、施設などの収蔵環境を整える。	△	◎	△	◎	文化課 観光交流課				国 市
旧大木道具店		64	歴史的建造物の整備	旧大木道具店土蔵の活用方法について、市民ニーズを把握し、保存活用を進める。	○	○	○	◎	企画政策課 文化課				国 県 市
三国湊町地区		37	景観まちづくりの推進	景観に配慮した建築物に対して補助を行い、景観向上を誘導する。	△	◎	△	◎	都市計画課				市
		38	ふくいの伝統的民家の普及促進	福井県が定める伝統的民家を保存するための補助を行う。	○	◎	○	◎	都市計画課 文化課				県 市
		63	古民家等整備への支援	三国地区の賑わい創出のため、空き家リノベーションによる新規起業者への支援や民間での改修を進める。	○	◎	○	◎	企画政策課 都市計画課 観光交流課				県 市
エリア 全域		24	おたから説明看板・観光地等サインの整備	おたからの説明看板や観光地などの案内・誘導サインを計画的に修繕・更新する。	△	○	○	◎	文化課 企画政策課 観光交流課				国・県 市 民間
		69	観光地等における二次交通の強化	観光地などにおける二次交通の強化を検討し、観光地やその周辺の回遊性などの向上を図る。	△	△	◎	◎	公共交通 対策課				国 県 市



図 42 B「三国湊地区文化財保存活用区域」における取組み位置図

C 丸岡城下町地区文化財保存活用区域

《保存・活用の課題・方針》

○丸岡城の保存・活用

丸岡城については、天守の総合調査や城跡の範囲確認のための発掘調査が実施済みであり、建造物としてのみならず遺跡としての丸岡城についての価値が明らかになりつつある。史跡としての価値のさらなる顕在化のため、発掘調査や資料調査を継続して実施するとともに、個別の保存活用計画を策定し、今後の適切な保存管理・整備活用の基本的な方針を定めた上で、城跡も含め、観光資源としての活用にも取り組んでいく。

また、丸岡城天守の長期的で確実な保存・活用を図るため、耐震診断および耐震補強工事を実施する。

○丸岡城関連の調査・収蔵など施設の整備

これまで丸岡藩に関する武具や調度品、古文書などを展示してきた歴史民俗資料館の収蔵・展示機能が低下していることから、これに替わる調査・収蔵展示施設を整備し、現在進めている発掘調査成果の発信も含め、市民や来訪者の利用満足度向上を図る。

○丸岡城周辺地区における町並み景観保全の推進

都市計画部局で進めている景観づくりについて、これまで文化財部局との連携が希薄であった。掘り起こしを行ったおたからの保存・活用と連携した景観づくりを行うことで、施策の相乗効果を生み出すことを目指す。また、特定景観区域内の空き家を利活用した起業者育成を支援し、空き家の解消および街並み景観の保全による新たな賑わい創出への寄与を目的とした空き家リノベーション起業者育成事業とも効果的な連携を行う。

《保存・活用の取組み》

表 36 C「丸岡城下町地区文化財保存活用区域」における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業

■ 事業実施期間

実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取り組みに参画しないが協力体制を整えておく

対象	重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
					市民	所有者	関連団体	行政	前期 4-6	中期 7-9	長期 10-13		
丸岡城	★	9	史跡の発掘調査・研究	丸岡城の発掘調査を実施し、史跡の価値を把握し、明らかにする。	△	△	△	◎	文化課 みくに 龍翔館 観光交流課				国 県市
	★	44	個別の文化財保存活用計画の策定	個別のおたからの保存・活用、整備などに向けての基本方針を示すため、文化財保存活用計画を策定する。	△	◎	△	◎	文化課 観光交流課				国 市
	★	45	国指定建造物等の保存整備	国指定建造物やその周辺地域等の長期的な保存を考える中で、令和元年度から2カ年に行った耐震診断の結果を基に、令和7年度から耐震対策工事と大規模修繕工事を実施。防災設備の整備についても検討をする。	△	◎	△	◎	文化課 観光交流課				国 県市
丸岡城 関連	★	51	調査・収蔵等施設の整備	おたからの調査や出土遺物などを整理し、保存・管理する施設を整備する。	△	◎	△	◎	文化課 観光交流課				国 市
丸岡城周 辺地区		37	景観まちづくりの推進	景観に配慮した建築物に対して補助を行い、景観向上を誘導する。	△	◎	△	◎	都市計画課				市
		63	古民家等整備への支援	丸岡地区の賑わい創出のため、空き家リノベーションによる新規起業者への支援や民間での改修を進める。	○	◎	○	◎	企画政策課 都市計画課 観光交流課				県 市

対象	重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
					市民	所有者	関連団体	行政	前期 4-6	中期 7-9	長期 10-13		
エリア 全域		24	おたから説明看板・観光地等サインの整備	おたからの説明看板や観光地などの案内・誘導サインを計画的に修繕・更新する。	△	○	○	◎	文化課 企画政策課 観光交流課				国・県 市 民間
		69	観光地等における二次交通の強化	観光地などにおける二次交通の強化を検討し、観光地やその周辺の回遊性などの向上を図る。	△	△	◎	◎	公共交通 対策課				国 県 市



図 43 文化財保存活用区域 C における取組み位置図

D 鳴鹿地区・東部山麓古墳群文化財保存活用区域

《保存・活用の課題・方針》

○六呂瀬山古墳群の保存・活用

国史跡・六呂瀬山古墳群については、これまで墳丘の範囲確認調査や周辺確認調査が実施され、平成 30（2018）年度から整備に向けた発掘調査・研究を継続して実施している。特に一号墳は北陸地方最大級の前方後円墳であり、4 世紀後葉から 5 世紀前葉にかけての福井平野における広域首長墓であったと考えられているが、その価値は市民や一般の人びとに十分に知られているとは言い難い。報告会やみくに龍翔館による展示などを通じて調査成果を広く周知し、その文化財的価値の発信に努める。

また、発掘調査成果にもとづき、古墳公園整備に向けた計画の検討を進める。

○六呂瀬山古墳群の調査・収蔵など施設の整備

出土遺物などを整理し、保存・管理する施設がないため、調査・収蔵を行うための施設を整備する。

○酒井家住宅の保存・活用

未指定文化財である酒井家住宅については、これまで実施してきた建築調査に加えて資料調査を進め、文化財としての価値の顕在化を図る。また、今後の保存管理・整備活用の基本的な方針を定めるための保存活用方針を取りまとめ、現在も日常的な維持管理や清掃を担っている近隣住民との連携協力を深め、地域ぐるみでまちづくりにつなげていくための取組みを推進する。

○鳴鹿地区農家建築群の保存・活用

鳴鹿地区の農家建築群については、外観の踏査による基礎的な分布把握調査を実施したが、文化財としての価値を顕在化するため、建築や庭園の詳細調査が必要である。また、調査成果を地域に周知しその価値を共有し、今後の保存・活用のあり方を検討する。

○久保田酒造離れおよび庭園の保存・活用

久保田酒造離れおよび庭園については、これまで文化財としての調査を実施していない。市内唯一の造り酒屋としての観光資源としての価値の向上にも寄与するため、専門的な調査によりその価値を明らかにする。

《保存・活用の取組み》

表 37 D「鳴鹿地区・東部山麓域古墳群文化財保存活用区域」における取組み

★のついた事業は、計画期間内で特に重点的に取り組む事業（重点事業）と位置付ける。

■ 新規事業 ■ 事業実施期間
 実施主体 ◎：中心になって取り組む ○：協力して取り組む △：取組みに参画しないが協力体制を整えておく

対象	重点事業	事業No.	取組み名（措置名）	取組み内容（措置内容）	実施主体				実施時期（令和）			費用負担	
					市民	所有者	関連団体	行政	前期 4-6	中期 7-9	長期 10-13		
久保田酒造離れ・庭園 鳴鹿地区農家建築群		3	歴史的建造物・庭園調査	久保田酒造の離れや庭園など、市内の歴史的建造物・庭園調査を実施し、価値を明らかにする。	△	○	△	◎	文化課 みくに龍翔館				国 県 市
		4	資料調査	市内の個人・寺社などが所蔵する資料（美術工芸品・石造物等）を調査し、価値を明らかにする。	○	○	△	◎	文化課 みくに龍翔館				国 県 市
酒井家住宅	★	44	個別の文化財保存活用計画の策定	酒井家住宅の保存・活用の課題と方針を所有者や専門家等と検討・共有し、長期的な保存・活用を行う。	△	◎	△	◎	文化課 観光交流課				国 県 市
		9	史跡の発掘調査・研究	六呂瀬山古墳群の発掘調査を実施し、史跡の価値を把握し、明らかにする。	△	△	△	◎	文化課 みくに龍翔館 観光交流課				国 県 市
六呂瀬山古墳群		18	調査成果の発信	調査成果を報告会やフォーラム、みくに龍翔館の展示や歴史や文化の体験学習講座などで発信し、市民に広く周知する。	○	○	○	◎	文化課 みくに龍翔館				市 民 間
	★	44	個別の文化財保存活用計画の策定	六呂瀬山古墳群の保存・活用、整備などに向けての基本方針を示すため、文化財保存活用計画を策定する。	△	◎	△	◎	文化課 観光交流課				国 県 市
	★	51	調査・収蔵等施設の整備	おたからの調査や出土遺物などを整理し、保存・管理する施設を整備する。	△	◎	△	◎	文化課 観光交流課				国 市
		65	史跡公園の整備・修繕	六呂瀬山古墳公園の整備を検討する。	△	△	△	◎	文化課				国 県 市



図 44 D「鳴鹿地区・東部山麓域古墳群文化財保存活用区域」における取組み位置図